

# 未成年者の受診に関するお願い

当院では、未成年者が外来を受診される際は、保護者、法律上の代理人、同行者として病院が認めた方などの付き添いをお願いしております。

## ■ 当院の方針

- 中学生以下の方は保護者の付き添いをお願いします。  
※ 繼続受診で、初回受診時に保護者の同意が得られている場合は、この限りではありません。

- 中学卒業後の15歳～18歳未満の方  
※ 結婚されている方、保険証の被保険者（本人）の方は除きます。

- ① 受診することを保護者が知っているか本人に尋ねます。
- ② 保護者が知らなければ、診療前に本人から保護者に連絡をお願いします。
- ③ 診療後、本人に保護者への報告を行ってもらうように伝えます。
- ④ 重要な意思決定は職員から保護者に連絡します。

## ■ 付き添いが必要な理由

- 病状、病歴、服用している薬の内容、各種のアレルギー等、必要な医療情報を的確に確認するため
- 避けられないリスクを伴う処置や処方の副作用等について、適切に理解したうえで判断していただくため
- 未成年者は、法的には保護者の同意がないときちんとした契約ができないため  
※ 保護者の同意のない契約は、取り消すことができると言われています

保護者の付き添いがない場合には、電話による診療の確認、説明や同意をお願いすることがあります。必ず連絡が取れるようご配慮ください。連絡が取れない場合や診療の内容によっては、医師の判断により後日改めて付き添いのうえ来院していただく場合があります。

緊急時（すぐに適切な処置を行わないと重大な後遺症や生命の危険があると医師が判断する時）には保護者のご承諾なしに診断、治療を開始いたします。

安全・安心な医療の提供のため、ご理解・ご協力をお願いします。

病院長

2023年2月